

議案第 8 号

令和 6 年度七飯町水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度七飯町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	12,400 戸
(2) 年間総有収水量	2,642,800 m ³
(3) 一日平均配水量	10,400 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア. 水道施設整備事業	113,495 千円
イ. 管路整備事業	330,991 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水道事業収益	530,526 千円	
第 1 項 営業収益	446,487 千円	
第 2 項 営業外収益	84,039 千円	
	支	出
第 1 款 水道事業費用	458,153 千円	
第 1 項 営業費用	419,084 千円	
第 2 項 営業外費用	38,219 千円	
第 3 項 特別損失	250 千円	
第 4 項 予備費	600 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 185,126 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 44,236 千円、過年度分損益勘定留保資金 20,935 千円及び当年度分損益勘定留保資金 119,955 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	443,648千円
第1項 企業債	421,100千円
第2項 負担金等	22,548千円
支 出	
第1款 資本的支出	628,774千円
第1項 建設改良費	485,186千円
第2項 企業債償還金	142,188千円
第3項 予備費	1,400千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
危機管理対策手引書策定委託料	令和6年度から 令和7年度まで	12,331千円
取替用量水器購入代	令和6年度から 令和7年度まで	45,878千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
七飯地区大中山系統第1配水池外耐震診断事業	19,100	普通貸借 又は 証券発行	3 % 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
防災備蓄用資材倉庫設置事業	6,200			
七飯地区第1配水区水質監視用テレメータ設置事業	19,200			
七飯地区第3配水区水質監視用テレメータ設置事業	9,200			
藤城地区第2水源深井戸ポンプ更新事業	5,000			

大沼地区水質監視等機器設置事業	29,200
大沼管理棟送水ポンプ更新事業	20,400
東大沼配水池流量計更新事業	4,800
七飯地区第1水源導水管布設替事業	15,800
本町地区老朽管布設替事業	36,900
大中山地区老朽管布設替事業	19,000
大川地区老朽管布設替事業	93,400
豊田地区老朽管布設替事業	22,500
道道大野大中山線改良工事に伴う水道管移設事業	18,900
道道七飯大野線改良工事に伴う水道管移設事業	400
藤城地区送水管耐震化事業	50,200
峠下地区町道改良工事に伴う水道管移設事業	19,500
大沼地区第3水源導水管更新事業	5,000
大沼地区老朽管布設替事業	13,800
一般国道5号線改良工事に伴う水道管移設事業	12,600

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 42,290千円

(2) 賞与引当金繰入額 3,867千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、330千円と定める。

令和6年3月4日提出

七飯町長 杉原 太